

改正

平成31年2月26日告示第10号

矢吹町飼い犬・飼い猫不妊去勢手術費助成金交付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、飼い犬又は飼い猫に不妊手術又は去勢手術（以下「不妊去勢手術」という。）を受けた飼い主に対し、当該手術に要した費用の一部を予算の範囲以内で助成することにより、その経済負担の軽減を図るとともに、飼い犬及び飼い猫がみだりに繁殖して野犬及び野良猫が増加し、町民の生命、身体及び財産並びに環境に対する侵害を防止することにより、町の衛生環境の向上と動物愛護精神を育成することを目的とする。

(助成金の交付対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本町に住所を有し、かつ、本町の住民基本台帳に記録されている者であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 獣医師により不妊去勢手術が可能であると判断された犬又は猫（いずれも所在地が本町の区域内であり、かつ、生後90日を経過したものに限る。）の飼い主であること。
- (2) 飼い犬にあつては、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第1項の登録を受け、かつ、同法第5条第1項に規定する予防注射を受けていること。
- (3) 獣医療法（平成4年法律第46号）第3条に基づく診療施設の開設届をしている動物病院において、不妊去勢手術を受けたこと。
- (4) 矢吹町税等の納付を滞納していない世帯の者であること。

(助成金交付対象となる手術等)

第3条 この要綱において助成の対象となる費用は、対象者が獣医療法（平成4年法律第46号）に定める県内の診療施設（動物病院）において、獣医師より受けた飼い犬又は飼い猫の不妊去勢手術に要した費用とする。

2 前項の規定にかかわらず、福島県内の保健福祉事務所、保健所又は動物愛護センターより譲渡を受け、社団法人福島県獣医師会の定める不妊去勢手術費助成制度の対象となる飼い犬又は飼い猫の不妊去勢手術に要した費用は、この要綱による助成の対象から除くものとする。

(助成金交付の区分及び額等)

第4条 助成金交付の区分及び額は別表のとおりとし、同一個体の生涯につき1回の助成金の交付とする。

(助成金交付の申請)

第5条 助成を受けようとする対象者は、矢吹町飼い犬・飼い猫不妊去勢手術費助成金交付申請書（様式第1号）を町長に提出する。

2 矢吹町飼い犬・飼い猫不妊去勢手術費助成金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 町税等納入状況確認同意書
- (2) 手術実施獣医師が発行した矢吹町飼い犬・飼い猫不妊去勢手術実施証明書（様式第1号の2）
- (3) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請があつたときは、その都度速やかに内容を審査し、助成金を交付すべきと認めたときは矢吹町飼い犬・飼い猫不妊去勢手術費助成金交付決定通知書（様式第2号）（以下「決定通知書」という。）により、助成金を交付すべきではないと認めたときは矢吹町飼い犬・飼い猫不妊去勢手術費助成金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第7条 助成金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、矢吹町飼い犬・飼い猫不妊去勢手術費助成金交付請求書（様式第4号）を町長に提出するものとする。

(台帳の整備)

第8条 町長は、助成金交付の適正を期するため、飼い犬については、町の狂犬病予防法第4条の規定により、登録原簿及び飼い犬不妊去勢手術費助成事業台帳（様式第6号）に記載し、飼い猫については、飼い猫不妊去勢手術費助成事業台帳（様式第7号）に記載し備え付けておくものとする。

（決定の取消）

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正な手段により、助成金の交付を受けたとき。

（2） その他の規則又はこの要綱に違反したとき。

（助成金の返還）

第10条 町長は、前条の規定により助成金の交付を取り消した場合において、既に助成金を交付されているときは、期限を定めて、当該助成金の返還を命ずることができる。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

（矢吹町町税等の滞納者に対する行政サービス等の制限に関する要綱の一部改正）

2 矢吹町町税等の滞納者に対する行政サービス等の制限に関する要綱（平成21年矢吹町告示第15号）の一部を次のように改める。

（次のよう略）

附 則（平成31年2月26日告示第10号）

（施行期日等）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 改正後の矢吹町飼い犬・飼い猫不妊去勢手術費助成金交付事業実施要綱の規定は平成31年4月1日以降に不妊去勢手術を受けたものから適用し、同日前に交付決定があったものについては、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

| | 区分 | 助成の額（1頭につき） |
|---|---------|-------------|
| 犬 | オスの去勢手術 | 2,000円 |
| | メスの不妊手術 | 5,000円 |
| 猫 | オスの去勢手術 | 2,000円 |
| | メスの不妊手術 | 5,000円 |

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

矢吹町長 様

申請者 住所 矢吹町

氏名

印

電話番号

矢吹町飼い犬・飼い猫不妊去勢手術費助成金交付申請書

次のとおり飼い犬・飼い猫不妊去勢手術を実施したので、助成金を交付されるよう、関係書類を添えて申請します。

1 助成申請額 円

2 手術を実施した犬又は猫

| 種別 | 手術区分（性別） | 種類 | 毛色 | 名前 | 年齢 |
|------------|---------------|--------------|----|----|----|
| 犬・猫 | 不妊（メス）・去勢（オス） | | | | |
| 犬・猫 | 不妊（メス）・去勢（オス） | | | | |
| 鑑札番号（犬の場合） | | 注射済票番号（犬の場合） | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

3 不妊・去勢手術実施日 年 月 日

4 添付書類 (1) 町税等納入状況確認同意書

(2) 矢吹町飼い犬・飼い猫不妊去勢手術実施証明書

様式第1号の2（第5条関係）

矢吹町飼い犬・飼い猫不妊去勢手術実施証明書

年 月 日

矢吹町長 様

獣医療機関 名称

所在地

実施獣医師氏名

印

次の者の飼い犬又は飼い猫について、不妊去勢手術を実施したことを証明します。

(注意) この証明書は獣医療機関において実施獣医師が記入してください。

□のある欄は、該当する箇所に✓印を付けてください。

| | | |
|-----------|----------------------------|--|
| 所有者に関する事項 | 住所 | 矢吹町 |
| | 氏名 | |
| 犬猫の別 | <input type="checkbox"/> 犬 | <input type="checkbox"/> 猫 |
| 動物に関する事項 | 種類 | |
| | 生年月日 | 年 月 日 |
| | 毛色 | <input type="checkbox"/> 茶 <input type="checkbox"/> 黒 <input type="checkbox"/> 白 <input type="checkbox"/> その他 () |
| | 性別 | <input type="checkbox"/> オス <input type="checkbox"/> メス |
| | 名前 | |
| | 特徴 | |
| 実施期間 | 年 月 日～ | 年 月 日 |

様式第2号（第6条関係）

矢吹町指令 第 号

住 所

氏 名

矢吹町飼い犬・飼い猫不妊去勢手術費助成金交付決定通知書

年 月 日で申請のあった 年度矢吹町飼い犬・飼い猫
不妊去勢手術費助成金について、下記のとおり交付することに決定したので、
通知します。

年 月 日

矢 吹 町 長

1 この助成金の交付の対象となる事業内容は 年 月 日で申請の
あった申請書の記載のとおりとする。

2 助成の金額は 円とする。

様式第3号（第6条関係）

矢吹町指令 第 号

住 所

氏 名

矢吹町飼い犬・飼い猫不妊去勢手術費助成金不交付決定通知書

年 月 日で申請のあった 年度矢吹町飼い犬・飼い猫
不妊去勢手術費助成金について、下記の理由により不交付とします。

年 月 日

矢 吹 町 長

記

（理由）

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

矢 吹 町 長 様

住 所
申請者 氏 名 印
(電 話)

矢吹町飼い犬・飼い猫不妊去勢手術費助成金交付請求書

年 月 日付け矢吹町指令 第 号で交付額の確定のあった矢吹町
飼い犬・飼い猫不妊去勢手術費助成金を下記により交付されたく請求いたします。

記

| | |
|----------|--------------------------|
| 助成事業の名称 | 矢吹町飼い犬・飼い猫不妊去勢手術費助成金交付事業 |
| 助成金の請求金額 | 円 |

口座振込依頼書

| | | |
|-------|----------------------|--------------------|
| 金融機関名 | 銀行 金庫 組合 農協 | 本店 支店・支所 出張所 |
| 預金種別 | 1 普通 2 当座 | 口座番号 |
| 口座名義人 | (フリガナ) | |
| | | |

飼い犬 不妊去勢手術費助成事業台帳

| 通し 番号 | 申請受理 年月日 | 決定年月日 決定内容 | 申請者に関する事項 | | | 助成金 (千円) | 犬に関する事項 | | |
|----------|-------------|---------------|-----------|----|----------|-------------|----------|----|--|
| | | | 住 所 | 種類 | 生年月日 | | 毛色 | | |
| | | | 氏 名 | | 性別 | | 名前 | 特徴 | |
| | | | 連 絡 先 | | 登録年度及び番号 | | 当該年度済票番号 | | |
| 1 | ・ ・ | ・ ・ 交付・不交付 | 住 所 | 千円 | ・ ・ | | | | |
| | | 氏 名 | オス・メス | | | | | | |
| | | 連絡先 | | | | | | | |
| 2 | ・ ・ | ・ ・ 交付・不交付 | 住 所 | 千円 | ・ ・ | | | | |
| | | 氏 名 | オス・メス | | | | | | |
| | | 連絡先 | | | | | | | |
| 3 | ・ ・ | ・ ・ 交付・不交付 | 住 所 | 千円 | ・ ・ | | | | |
| | | 氏 名 | オス・メス | | | | | | |
| | | 連絡先 | | | | | | | |
| 4 | ・ ・ | ・ ・ 交付・不交付 | 住 所 | 千円 | ・ ・ | | | | |
| | | 氏 名 | オス・メス | | | | | | |
| | | 連絡先 | | | | | | | |
| 5 | ・ ・ | ・ ・ 交付・不交付 | 住 所 | 千円 | ・ ・ | | | | |
| | | 氏 名 | オス・メス | | | | | | |
| | | 連絡先 | | | | | | | |
| 6 | ・ ・ | ・ ・ 交付・不交付 | 住 所 | 千円 | ・ ・ | | | | |
| | | 氏 名 | オス・メス | | | | | | |
| | | 連絡先 | | | | | | | |
| 7 | ・ ・ | ・ ・ 交付・不交付 | 住 所 | 千円 | ・ ・ | | | | |
| | | 氏 名 | オス・メス | | | | | | |
| | | 連絡先 | | | | | | | |
| 8 | ・ ・ | ・ ・ 交付・不交付 | 住 所 | 千円 | ・ ・ | | | | |
| | | 氏 名 | オス・メス | | | | | | |
| | | 連絡先 | | | | | | | |
| 9 | ・ ・ | ・ ・ 交付・不交付 | 住 所 | 千円 | ・ ・ | | | | |
| | | 氏 名 | オス・メス | | | | | | |
| | | 連絡先 | | | | | | | |
| 10 | ・ ・ | ・ ・ 交付・不交付 | 住 所 | 千円 | ・ ・ | | | | |
| | | 氏 名 | オス・メス | | | | | | |
| | | 連絡先 | | | | | | | |

飼い猫 不妊去勢手術費助成事業台帳

| 通し 番号 | 申請受理 年月日 | 決定年月日 決定内容 | 申請者に関する事項 | | | 助成金 (千円) | 猫に関する事項 | | | |
|----------|-------------|---------------|-----------|----|-------|-------------|---------|----|----|----|
| | | | 住 所 | 種類 | 生年月日 | | 毛色 | | | |
| | | | 氏 名 | | | | | 性別 | 名前 | 特徴 |
| | | | 連 絡 先 | | | | | | | |
| 1 | ・ ・ | ・ ・ 交付・不交付 | 住 所 | 千円 | オス・メス | ・ ・ | | | | |
| | | 氏 名 | | | | | | | | |
| | | 連 絡 先 | | | | | | | | |
| 2 | ・ ・ | ・ ・ 交付・不交付 | 住 所 | 千円 | オス・メス | ・ ・ | | | | |
| | | 氏 名 | | | | | | | | |
| | | 連 絡 先 | | | | | | | | |
| 3 | ・ ・ | ・ ・ 交付・不交付 | 住 所 | 千円 | オス・メス | ・ ・ | | | | |
| | | 氏 名 | | | | | | | | |
| | | 連 絡 先 | | | | | | | | |
| 4 | ・ ・ | ・ ・ 交付・不交付 | 住 所 | 千円 | オス・メス | ・ ・ | | | | |
| | | 氏 名 | | | | | | | | |
| | | 連 絡 先 | | | | | | | | |
| 5 | ・ ・ | ・ ・ 交付・不交付 | 住 所 | 千円 | オス・メス | ・ ・ | | | | |
| | | 氏 名 | | | | | | | | |
| | | 連 絡 先 | | | | | | | | |
| 6 | ・ ・ | ・ ・ 交付・不交付 | 住 所 | 千円 | オス・メス | ・ ・ | | | | |
| | | 氏 名 | | | | | | | | |
| | | 連 絡 先 | | | | | | | | |
| 7 | ・ ・ | ・ ・ 交付・不交付 | 住 所 | 千円 | オス・メス | ・ ・ | | | | |
| | | 氏 名 | | | | | | | | |
| | | 連 絡 先 | | | | | | | | |
| 8 | ・ ・ | ・ ・ 交付・不交付 | 住 所 | 千円 | オス・メス | ・ ・ | | | | |
| | | 氏 名 | | | | | | | | |
| | | 連 絡 先 | | | | | | | | |
| 9 | ・ ・ | ・ ・ 交付・不交付 | 住 所 | 千円 | オス・メス | ・ ・ | | | | |
| | | 氏 名 | | | | | | | | |
| | | 連 絡 先 | | | | | | | | |
| 10 | ・ ・ | ・ ・ 交付・不交付 | 住 所 | 千円 | オス・メス | ・ ・ | | | | |
| | | 氏 名 | | | | | | | | |
| | | 連 絡 先 | | | | | | | | |